

# **町村議会のあり方に関する研究会**

## **報告書に対する意見**

**平成30年3月26日**

**全国町村議會議長会**

# **町村議会のあり方に関する研究会報告書に対する意見**

## **1 研究会設置趣旨の「町村総会のより弾力的運用」について研究すべきである。**

研究会では、議員のなり手不足を念頭において、「幅広い人材の確保、町村総会のより弾力的な運用方策の有無その他の議会のあり方に係る事項など」が検討されることになっている（設置趣旨）。高知県大川村など町村総会について研究しようとしている自治体があるにもかかわらず「町村総会のより弾力的な運用」についてはほとんど議論されていない。町村総会は問題があるものの、まずもって、現行制度の可能性を探るべきである。

## **2 現場からの声、自主的な取り組みを重視すべきである。**

議会のあり方は、実際の地方議会におけるこれまでの自主的な取り組みにおける課題を踏まえた制度改革を行うことがまずもって重要である。

北海道浦幌町議会など議員のなり手不足の解消を真摯に考えている議会からの提言、要望（兼業禁止規定の緩和、補欠選挙の改正、公営選挙の拡大、手当の拡充、休暇・休職・復職制度など）を優先的に検討し、実現することをまずもって考えるべきである。

## **3 議会制度を検討する場合に、町村のみを対象とすること、及び人口によって差を設けることに反対する。**

議会制度は、地方議会全体で議論すべき事柄である。例えば、身分規制（兼職、兼業）を緩和することについては、これまで議論されてきているが、町村に限ったことではない。地方議会全体の課題として議論すべきである。

また、議会制度を小規模地方議会の能力論と結びつけて議論することなどはすべきではない。それは、議会改革に熱心に取り組んできた地方議会を否定することになる。

通常の地方議会が行っている権限（事務）の一部を行わない地方議会の類型を人口等の基準で作ることは、権限（事務）配分の特例を設けることになり、その事務処理のために配分されてきた地方交付税の額の算定にも影響を及ぼすことになる。これは、小規模地方議会の誇り高い自治を狭めることになり、容認できない。

#### **4 議会制度の制度設計において、パッケージで類型化した制度を考えることに反対する。**

地方議会を取り巻く環境は、それぞれの地域によって異なるものであり、類型化できるものではない。類型化することは、地域の実情にあった地方議会のあり方を昨今の議会改革で模索してきた多くの地方議会の取り組みに水をさすことになる。

パッケージ論は、地方議会に対する「義務付け・枠付け」にほかならず、これまで政府が取り組んできた地方分権改革逆行するものである。

地方議会の制度の改善は、パッケージではなく、個別事項ごとに検討したうえで、個別に自治体自身が選択できる選択肢を増やす形で導入すべきである。

そもそもパッケージは、その内容をなす項目が密接に連動して初めて検討に値するものであるが、例えば、「兼業禁止」と「契約案件の議決」はリンクしているように主張する向きもあるが、決してリンクして考えるべきものではない。そもそも兼業禁止の廃止ではなく、兼業禁止の緩和を検討すべきである。また、当該契約案件の議決において兼業議員の除斥など、他の方策によって解決することが可能であり、リンクして考えることは不適切である。また、契約、財産の取得・処分に関する議決は、首長との緊張関係には不可欠である。

パッケージ論は、住民自治の侵害であり、特に、議会という住民自治の根幹をなす制度について導入することは認められない。

## 5 議会の権限を低下させる制度改正（議決事件の限定など）に反対する。

二元代表制の下では、首長と議会の力関係のバランスが取れていなければならない。現在、首長が相対的に議会よりも強いと一般的に理解されている中で、議会の権限を低下させる制度改正（議決事件の限定など）に反対する。これまで、議会権限の拡充強化に取り組んできたところであり、それに逆行するものである。

議決事件の限定を行うことは、その限定する対象が、契約締結等の議決事件に関するものであれば、本来、純粹二元代表制を目指す自治体基本構造を創出するかどうかが議論されるべきであり、これは自治体全体に関わる問題である。その検討に当たっては、議会権限が縮小するのであるから、首長権限の制約をどのように行うか（専決処分の廃止等）が議論されなければ、首長と議会とのバランスを失し、二元代表制が形骸化することになる。首長独裁とならない仕組みを検討することが不可欠である。